

目次

- ・ 第12回図書館史を考えるセミナー開催
- ・ 日本図書館文化史研究会が発足 - 1995年度総会
- ・ 日本図書館文化史研究会規約
- ・ 研究例会
- ・ 編集委員会より、他

第12回図書館史を考えるセミナー開催

日本図書館学会との共催で、第12回図書館史を考えるセミナーが9月9日から10日、法政大学で開催されました。

第1日は、石井敦氏「図書館史研究からみた“転換期”とは」、前川恒雄氏「状況から明日へ」の講演が行われ、石井氏は、現代の公共図書館を三層構造にとらえ、現代の諸問題の解決には、現実根強く残存する“前近代”を克服しなければならない。いまあらためて図書館の近代化を考える時、と論じられました。

前川氏は、図書館が“何のために、誰のためにあるのかは不変”だが、それが見失われてはいないか。図書館員がカウンターから理論を築き上げる努力を、と問題を提起され、両氏の講演の後活発な討論が行われました。

第2日は予定どおり、10件の個人研究発表が行われました。両日の参加者は184名でした。

第1日終了後、アルカディア市ヶ谷において刊行会主催の石井敦氏の古稀記念パーティが盛大に行なわれ、古稀記念の論集『転換期における図書館の課題と歴史』（緑蔭書房刊）が献呈されました。

なお、第1日の両氏の講演については、次号の『図書館史研究』に掲載される予定です。

日本図書館文化史研究会が発足 - 1995年度総会

9月10日、セミナー終了後、1995年度の図書館史研究会総会が開かれました。

はじめに事務局から昨年度の活動報告・決算報告があり、この間運営委員会で検討されてきた、“新体制に向けて”（会名の変更、規約の制定など）の提案がありました。

すでにニュース・レターでもお知らせしましたとおり、その趣旨は図書館の歴史に関心をもつ若い研究者を発掘し、また一般市民を含め幅広い活動を展開するためには、研究領域を拡充し、体制を一新する必要がある、ということです。規約（案）にいくつかの修正意見が出され、会の名称も“図書館史研究会”から“日本図書館文化史研究会”への変更が承認されました。

代表小川徹（法政大学）、事務局長中林隆明（国立国会図書館）、ほか役員体制も承認されました。

# 日本図書館文化史研究会規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は、日本図書館文化史研究会（Japan Association of Library and Information History）と称する。

第2条 本会の事務所の所在は、原則として、第11条に定める事務局長の属する機関におくものとする。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は、図書館文化史とそれに関連する諸部門に関する研究およびその研究者相互の協力を促進するとともに、外国の関係学会との連絡を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究者の連絡および協力促進
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 機関誌、その他図書等の刊行
- 4 「ニューズレター」の定期的発行
- 5 外国の関係学会との連絡および協力
- 6 前各号のほか、運営委員会において適当と認めた事業

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員となることができる者は、次の各号に定める資格を有する者で、運営委員会の承認を得た者とする。

- 1 大学等の教育研究機関において図書館文化史に関連する分野を専攻する者、またはこの分野に関心をもつ研究者
- 2 図書館実務に携わり、図書館文化史に関連する分野に深い関心を抱く者
- 3 前2号のほか、図書館文化史に関心をもつ市民で、運営委員会が会員としてふさわしいと認めた者

第6条 会員となろうとする者は、本会事務所あてその意思を証する書面を提出しなければならない。

第7条 本会に、名誉会員をおくことができる。名誉会員は、運営委員会の推薦にもとづき、総会において決定する。

第8条 会員は、名誉会員を除き、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 会費は、年3000円とする。

第9条 会員は、本会の機関誌、ニューズレターの無料配布を受ける。

第10条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

- 1 本人が退会を届け出たとき
- 2 会費を連続2年間滞納し、会員にとどまる意思が明確でないと運営委員会が判断したとき

## 第4章 機 関

第11条 本会に次の役員をおく。

- 1 代表 1名
- 2 運営委員 15名以内
- 3 監事 2名
- 4 事務局長 1名
- 5 編集委員 若干名

第12条 運営委員および監事は、総会において選任する。

- 2 代表は、運営委員会において選任し、総会の承認を得る。
- 3 事務局長および編集委員は、運営委員会において互選する。

第13条 役員の任期は、原則として、総会により選任、承認された翌年の4月1日から満3年間とする。

- 2 補欠の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

第14条 代表は、本会を代表する。

- 2 代表が故障のある場合には、代表の意向を尊重し、運営委員会において代表代行を選任する。

第15条 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。

- 2 運営委員会は、事務局長に日常的会務の執行を委任するものとする。
- 3 事務局長は、円滑な会務遂行のために、事務局次長1名を委嘱することができる。

第16条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第17条 運営委員会は、毎年1回、通常総会を招集しなければならない。

- 2 運営委員会は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 3 会員総数の5分の1以上の会員が、会議の目的を明示して請求したときは、運営委員会は臨時総会を招集しなければならない。

## 第5章 規約の変更および解散

第18条 本規約の変更には、総会の議決を必要とする。

第19条 本会の解散は、運営委員会または総会員の5分の1以上の提案にもとづき、総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを行うことができない。

## 付 則

- 1 本規約は、1995年9月10日から施行する。
- 2 1995年度総会するとき、図書館史研究会の会員である者は、本規約の発効とともに、日本図書館文化史研究会の会員となる。
- 3 1995年度総会において、選任、承認された役員の任期は、1995年9月10日から1998年3月31日までとする。

<1995-97年度役員体制>

代表 小川徹\*  
運営委員 石井敬三、宇治郷毅、奥泉和久、小黒浩司\*、山口源治郎\*、  
山本順一\*  
監事 未定(2名)  
事務局長 中林隆明  
編集委員 運営委員が兼任 \*印

~~~~~ 研究会のお知らせ ~~~~~

1995年度研究例会を下記のとおり予定しています。詳細は次号のニュース・レターでお知らせします。

日時：11月下旬または12月上旬の土曜日の午後  
場所：未定  
内容：未定

~~~~~

◇編集委員会より

『図書館史研究』第11号が発行されました。9月20日頃にはお手元に届いたことと思います。大変遅くなりました。お詫びいたします。

なお、会名が変更になりましたが、次号(第12号、年度内発行)についてはすでに原稿募集も行い、投稿の申込みもありますので、現行の誌名で発行する予定です。

1996年度発行分については(次号ニュース・レターで)誌名を公募する予定です。

◇「ニュース・レター」原稿募集

「ニュース・レター」の原稿を募集します。今回の新しい会の発足についてのご意見、研究に関する情報、書評なんでも結構です。原稿は可能な限りワープロで、MS-DOSテキストファイルに変換したものを送ってください。

◇事務局より

事務局の移転は決定しましたが、引き継ぎ等にもう少し時間がかかります。前号で会費を処理させていただく旨をお知らせしましたが、いましばらくお待ちください。

新しい「規約」の<欧文名>の略称を募集します。10月末日までに、事務局までお寄せください。運営委員会で検討させていただきます。「ニュース・レター」の誌名も次号から変更することになります。あわせてアイデアをお待ちしています。

日本図書館文化史研究会事務局 中林隆明 (国立国会図書館図書館研究所内)